

平成19年12月4日

交通死亡事故抑止（交通安全）
4大キャンペーン実行委員各位

北海道警察本部
交通部長 明星 清

後部座席を含む全席シートベルト着用の取組みについて(お願い)

謹啓 初冬の候、貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素から交通安全活動はじめ、警察行政の各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月にJAF（社団法人日本自動車連盟）と警察庁が合同で実施しましたシートベルト着用状況全国調査の結果を見ますと、別添資料のとおり、北海道の着用率は昨年に比べ全般的に増加しているものの、後部座席同乗者の着用率は一般道で8.3%、高速道で12.9%と、全国平均を大きく下回っております。

後部座席のシートベルト着用に関しましては、着用を義務とする道路交通法の一部を改正する法律の規定が来年6月までに施行されます。この規定が施行されますと、後部座席同乗者にもシートベルト着用が義務付けられ、原則として、自動車に乗車している全員がシートベルトを着用しなければなりません。

各位におかれましては、「後部座席同乗者がシートベルトを着用していた場合の致死率は非着用者の約4分の1になる」等の被害軽減効果をご認識いただき、

後部座席を含む全てのシートベルト装置が容易に利用できるよう点検と調整をしていただくこと

朝礼、会議、研修会等の場を活用して、後部座席を含む全席シートベルトの着用励行について呼びかけていただくこと

組織の上級幹部が後部座席に乗車した場合は率先してシートベルトを着用し、他の模範になっていただくこと

などにつきまして、ご指導とご助言をいただきますようお願い申し上げます。

道内は日没時間の早まりから、夕暮れ時を中心に高齢歩行者被害の交通事故が各地で発生しているほか、気温の低下から積雪や路面凍結等に伴う冬型事故の多発も懸念されるところでございます。

貴台におかれましては、シートベルト全席着用の取組みと合わせ、傘下各団体及び事業所等の交通事故防止につきまして、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴台の益々のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。

敬白

〔 担当 北海道警察本部交通部交通安全教育課
湯野 (011)251-0110(内線5416) 〕